

新ＢＯＰ学童クラブ入会手続き等の変更について

1 主旨

新ＢＯＰ学童クラブ利用児童のさらなる成育支援の推進及び就労等の要件を満たす保護者の負担軽減を図るため、以下のとおり、区民から寄せられた意見・要望等を踏まえた入会申し込みに関する取扱いを変更する。

2 見直しの内容

(1) 利用児童保護者における育児休業期間中の取扱いの見直し

①現状と課題

保護者の育児休業期間中は新ＢＯＰ学童クラブの入会要件を満たさず、すでに新ＢＯＰ学童クラブに入会している児童は保護者が育児休業期間に入った時点で退会することとしている。そのため、ＢＯＰ利用により一定程度、遊びや交流の機会を保障しているものの、就業世帯の子どもの生活の支援を継続することができず、対象児童及び保護者に負担が生じている。

②見直し内容

利用児童の放課後の生活への影響を最小限とするため、すでに入会している児童の保護者が育児休業を取得する場合は、継続して学童クラブを利用することを可能とする。

③適用時期

制度周知開始（令和 9 年 4 月入会の案内を開始する令和 8 年 1 0 月 1 日を予定）から
※ただし、令和 8 年 4 月 1 日以降に、保護者の育児休業取得を理由として退会した児童については、本取り扱いを遡及適用することとし、保護者からの申し出に基づき再入会を認めることとする。

④周知方法

既入会児童に関しては、登退所管理システム（CoDMON）により配信を行う。新たに入会の申し込みを行う世帯に対しては、令和 9 年度入会申請に関するご案内（児童募集案内）を配布する窓口・区ホームページ等により周知する。

(2) 4 月入会一斉受付のスケジュールの見直し及び各種申請におけるオンライン申請対象者の拡大

① 現状と課題

例年、4 月入会一斉受付の申請期間は、1 2 月上旬に 1 週間程度（※）設けているが、申請期間の短さから書類の提出が間に合わないケースもある。

また、現在新規入会児童については、新ＢＯＰへ申請する際に職員が当該児童の成長や発達の状況、そして子育て家庭にある背景等について確認する機会とするため、原則、入会申請書を新ＢＯＰへ直接提出としているが、受付時間は新ＢＯＰ開設時間である 9 時 3 5 分～1 8 時 0 0 分に限定されるため申請に際し保護者に負担が生じている。

※令和 8 年度 4 月入会一斉受付期間は、令和 7 年 1 2 月 4 日～1 1 日（木）〔7 日（日）を除く〕で実施。

② 見直しの内容

申請期間は以下のとおりとし、申請方法については新規入会、継続利用・再入会に関わらず、オンライン申請を原則とする。また、オンライン申請を拡大するにあたり、申請システムを変更する。

【申請期間】 4月入会一斉受付

※5月以降の入会の案内については、別途「児童募集案内」で周知する。

1次受付	令和8年11月2日（月） ～令和8年12月15日（火）
2次受付	令和9年1月15日（金） ～令和9年2月10日（水）
急な転居や転職等により、1・2次受付期間にやむを得ず申請できなかった方のみ対象に期間外受付を実施	令和9年3月1日（月） ～3月31日（水） ※ 申請時には、住民票の写し等、事情を証明できる書類の提出が必要。

③ 適用時期

令和9年4月の入会申請開始時（令和8年10月1日を予定）から

④ 周知方法

児童募集案内への詳細内容の記載、区ホームページへの掲載、区内幼保施設・まちづくりセンター等へのポスター掲示、区のおしらせ、X（エックス）、メルマガ、エフエム世田谷、公式LINE（子育て情報）

（3）新規入会予定児童保護者と新BOP職員の入会前面談の実施

①現状と課題

入会申請をはじめとした各種申請について、新BOP窓口への直接提出を廃止し、原則としてオンライン申請へ移行することにより、新BOP職員と保護者が対面でやり取りを行う機会が減少する。特に、一斉入会申請の際に行われていた申請書類の受付や確認を通じて、職員が児童の特性や家庭状況、保護者の考え方等を把握する機会が失われることが懸念される。

②見直しの内容

原則としてすべての新規申請者に対して新たに入会前面談を実施し、児童・保護者の状況把握を正しく行うとともに、保護者に対して新BOPが重視している成育支援の考え方や新BOPでの生活等について説明を行い、理解を促す機会とする。

③適用時期

令和9年4月の入会申請開始時から

⑤ 周知方法

児童募集案内への詳細内容の記載、オンライン申請フォームでの周知、区内幼保施設・まちづくりセンター等へのポスター掲示